

兵庫県公報

平成20年11月27日 木曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 二級建築士及び木造建築士の免許並びに建築士事務所の登録に関する規則の一部を改正する規則（建築指導課）	1

公布された法令のあらまし

◎二級建築士及び木造建築士の免許並びに建築士事務所の登録に関する規則の一部を改正する規則（規則第67号）

建築士法の一部改正により、知事は、二級建築士名簿及び木造建築士名簿を一般の閲覧に供しなければならないものとされること等に伴い、建築士名簿の閲覧手続を定めるとともに、建築士名簿を閲覧しようとする者が遵守すべき事項を定める等所要の整備を行うこととした。

規 則

二級建築士及び木造建築士の免許並びに建築士事務所の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月27日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第67号

二級建築士及び木造建築士の免許並びに建築士事務所の登録に関する規則の一部を改正する規則

二級建築士及び木造建築士の免許並びに建築士事務所の登録に関する規則（昭和39年兵庫県規則第69号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「政令」という。」を削り、「及び建築士法施行規則」を「、建築士法施行規則」に改め、「省令」という。）の右に「及び建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成20年国土交通省令第37号）」を加える。

第4条第2号中「本籍地（日本国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍名）」を削り、同条第3号中「合格年月日」の右に「及び合格通知の番号」を加え、「免許証」を「免許」に改め、同条に次の2号を加える。

- (5) 法第22条の2第2号又は第3号に規定する講習を受けた年月日及び当該講習の修了証の番号
- (6) 法第24条第2項に規定する講習の課程を修了した者にあつては、当該講習を修了した年月日及び当該講習の修了証の番号

第10条の次に次の2条を加える。

（建築士名簿の閲覧）

第10条の2 法第6条第2項の規定により建築士名簿を閲覧しようとする者（次条において「閲覧者」という。）は、閲覧者名簿に住所、氏名等を記入しなければならない。

（閲覧者の遵守事項）

第10条の3 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 建築士名簿は、切り取り、破棄し、又は汚損する等粗雑な取扱いをしないこと。
- (2) 閲覧するときは、音読、高談その他騒がしい行為をしないこと。
- (3) 建築士名簿は、閲覧所の外に持ち出さないこと。
- (4) 閲覧所の管理上必要な指示に従うこと。

第13条第1項中「第15条の17第1項」を「第15条の6第1項」に改め、「(正規の建築に関する課程を修めて

卒業した者に係る部分に限る。)」を削り、同項第1号中「学校を」を「学校において、当該各号に定める国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて」に改め、同項第4号中「実務経歴書」を「建築実務経歴書」に改め、「があるときはその書類」を削る。

第15条の2第1項中「第15条の17第2項」を「第15条の6第2項」に改め、「する者」の右に「(次項第11号において「指定申請者」という。))」を加え、同条第2項第1号中「又は寄附行為」を削り、同項第10号中「第15条の17第5項」を「第15条の6第3項」に、「第15条の6第1項」を「第15条の3第1項」に改め、同項第11号中「法第15条の17第5項」を「指定申請者が法第15条の6第3項」に、「第15条の3第2項第4号イ又はロの規定に関する役員の誓約書」を「第10条の5第2項各号に該当しない旨を誓約する書面」に改める。

第15条の3中「第15条の17第5項」を「第15条の6第3項」に、「第15条の4第2項」を「第10条の6第2項」に改める。

第15条の4第1項中「第15条の17第5項」を「第15条の6第3項」に、「第15条の5第1項」を「第10条の7第1項」に改め、同条第2項中「第15条の17第5項」を「第15条の6第3項」に、「第15条の3第2項第4号イ」を「第10条の5第2項第4号イ」に、「規定に関する誓約書」を「いずれにも該当しない旨を誓約する書面」に改める。

第15条の5中「第15条の17第5項」を「第15条の6第3項」に、「第15条の6第3項」を「第15条の3第3項」に改める。

第15条の6第1項中「第15条の17第5項」を「第15条の6第3項」に、「第15条の8第1項前段」を「第10条の9第1項前段」に改め、同条第2項中「第15条の17第5項」を「第15条の6第3項」に、「第15条の8第1項後段」を「第10条の9第1項後段」に改める。

第15条の7第1項中「第15条の17第5項」を「第15条の6第3項」に、「第15条の9第1項前段」を「第10条の10第1項前段」に改め、同条第2項中「第15条の17第5項」を「第15条の6第3項」に、「第15条の9第1項後段」を「第10条の10第1項後段」に改める。

第15条の8に次の1項を加える。

3 報告書等(第1項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下同じ。)の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

- (1) 指定試験機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

第15条の9中「第15条の17第5項」を「第15条の6第3項」に、「第15条の13第1項」を「第10条の15第1項」に改める。

第15条の10中「第15条の17第5項」を「第15条の6第3項」に、「第15条の4第1項」を「第10条の6第1項」に、「第15条の13第2項」を「第10条の15第3項」に、「第15条の14第4項」を「第10条の16第3項」に、「第15条の15第2項」を「第10条の17第3項」に改める。

第20条を次のように改める。

(準用)

第20条 第10条の2及び第10条の3の規定は、法第23条の9の規定により同条各号に掲げる書類を閲覧しようとする者について準用する。

第21条を削る。

様式第1号中

「

欠 格 事	1 後見開始又は保佐開始の審判を受けていますか。	い	る	<input type="checkbox"/>	い	ない	<input type="checkbox"/>
	2 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を 取り消されたことがありますか。	あ	る	<input type="checkbox"/>	な	い	<input type="checkbox"/>
	取り消されたことがあるときは、その年月日				年	月	日
	3 禁錮以上の刑に処せられたこと、又は建築に関し 罪を犯し罰金以上の刑に処せられたことがあります か。	あ	る	<input type="checkbox"/>	な	い	<input type="checkbox"/>

由	<p>あるときは、その罪及び刑並びにその刑の執行を 終わり、又は執行を受けることがなくなった年月日</p> <p>-----</p> <p>----- 年 月 日</p>
---	--

を「

欠格事由	<p>1 後見開始又は保佐開始の審判（禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。）を受けていますか。 い る <input type="checkbox"/> い ない <input type="checkbox"/></p> <p>2 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 あ る <input type="checkbox"/> な い <input type="checkbox"/></p> <p>あるときはその罪及び刑 -----</p> <p>あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 年 月 日</p> <p>3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 あ る <input type="checkbox"/> な い <input type="checkbox"/></p> <p>あるときはその罪及び刑 -----</p> <p>あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 年 月 日</p> <p>4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 あ る <input type="checkbox"/> な い <input type="checkbox"/></p> <p>あるときは、その年月日 年 月 日</p> <p>5 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に同法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 あ る <input type="checkbox"/> な い <input type="checkbox"/></p> <p>業務の停止の処分を受けたときがあるときは、その停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで</p>
------	--

に改める。

様式第2号及び様式第2号の2を次のように改める。

様式第2号（第3条関係）
（表面）

二 級 建 築 士 免 許 証

氏名 -----
年 月 日生

二級建築士登録番号第 号
 （登録年月日 年 月 日）

建築士法（昭和25年法律第202号）により二級建築士の免許を与えたことを証する。

年 月 日

兵庫県知事 印

(裏面)

講習受講履歴		
講習の種別	修了年月日	修了証番号
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

A 4

様式第2号の2 (第3条関係)

(表面)

木 造 建 築 士 免 許 証

氏名.....
年 月 日生

木造建築士登録番号第 号
(登録年月日 年 月 日)

建築士法(昭和25年法律第202号)により木造建築士の免許を与えたことを証する。

年 月 日

兵庫県知事 印

(裏面)

講習受講履歴		
講習の種別	修了年月日	修了証番号
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

A 4

様式第 5 号中「実務経歴書」を「建築実務経歴書」に改める。

附 則

この規則は、平成20年11月28日から施行する。ただし、第15条の 2 第 2 項第 1 号の改正規定は、同年12月 1 日から施行する。